

寝屋川市ふるさと納税協力事業者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 寝屋川市ふるさと納税協力事業者支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、寝屋川市内においてふるさと納税の新たな返礼品の開発又は既存返礼品における生産力を強化するため、返礼品の生産、製造、加工等に係る施設、設備等を整備する事業（以下「補助事業」という。）に取り組む協力事業者に対し、予算の範囲内において交付することにより、ふるさと納税制度を活用した事業所の立地促進及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 個人が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき総務大臣に指定された市町村等に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附額のうち二千円を超える部分について、寄附金税額控除により所得税と住民税から原則として全額が控除される制度をいう。
- (2) 返礼品 寝屋川市（以下「市」という。）がふるさと寄附金の受領に伴い市外寄附者に対して提供する、市の区域内において生産又は加工された物品又は提供される役務その他これらに類するものであって、総務省が定めるふるさと納税に係る返礼品の基準を満たすものをいう。
- (3) 協力事業者 寝屋川市ふるさと寄附事業協力事業者として、ふるさと納税による寄附の促進、地域活性化等を図るため、寄附金の受領に伴い寄附者に対して返礼品を提供する事業者をいう。
- (4) クラウドファンディング 寝屋川市長（以下「市長」という。）が、別途定める募集要項等に基づき採択した事業について、当該事業を実施するために必要な資金を採択事業者に補助金として交付するため、ふるさと納税の仕

組みを活用して、インターネットサイトで寄附を募集することをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別途定める募集要項等による採択事業者のうち、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の終了後5年以上（土地取得を含む場合は10年以上）、協力事業者として返礼品等の提供に取り組む意思がある者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 事業の実施主体でない者
- (2) クラウドファンディング実施に当たり設定された目標金額（補助対象経費の2分の1に相当する額から算出した寄附受入額）を達成していない者（ただし、目標金額を達成していない場合でも、採択事業者が自らの責に置いて事業を遂行することを市長に届け出て、その承認を得た者を除く。）
- (3) 同一会計年度において、既に当該補助金の交付決定を受けている者
- (4) 市内に事業所等を設置（予定含む）し、自らの責において継続して事業に取り組む意思がないと市長が認める者
- (5) 公序良俗に反する行為を行った者又はそのおそれがある者
- (6) 納期の到来している国税及び市税その他の市の収入金に滞納がある者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第5号に規定する暴力団密接関係者である者
- (8) 協力事業者として登録できない者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、補助金を交付することが不適當であると市長が認める者

(補助事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業及び補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

(補助金の額及び補助率等)

第6条 補助金の額は、クラウドファンディングによる寄附受入相当額の2分の1の額とし、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、補助対象経費の総額

を上限とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の限度額は補助対象経費の総額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は補助金交付申請書（様式第1号）に市長が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、クラウドファンディングにより目標額を達成した日又はクラウドファンディングが終了した日のいずれかの日から30日以内に行うものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の経理等)

第9条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の証拠書類を補助事業が完了した（廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき。

(2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は前項の申請書を受理したときは、内容を審査の上、計画変更の必要が認められる場合には、これを承認し、補助金事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

2 市長は、補助事業者が市からの指名停止措置等が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合には必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は市長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

3 前2項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の執行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、市長が状況報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

(交付決定前の着手)

第14条 採択事業者は、事業の効率的な実施を図る必要があり、又は事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合で、第8条に規定する交付の可否の決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は年度内の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第8号）に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出でき

ない場合は、期限について猶予することができる。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第17条 補助金は、前条により補助金の額を確定し、請求書の提出があった後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消及び返還）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消又は変更をした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとし、その返還期限は、市長が別に定める日とする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合は、交付決定者に補助金返還通知書（様式第13号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（標準処理期間）

第20条 規則第6条第1項に規定する補助金の額の決定に係る標準処理期間は30日とする。

2 規則第13条第1項に規定する補助金の額の確定に係る標準処理期間は、30日とする。

(財産の管理及び処分の制限等)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

3 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的等を勘案して、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間（土地取得の場合は10年間）とし、補助事業者は、処分を制限された取得財産等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合はこの限りではない。

4 市長は、補助事業者が前項の期間内に取得財産等を処分したときは、交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を市に納付させることができる。

(実施効果の報告)

第22条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度及び当該年度の翌年度、本補助事業の実施効果について、市長に報告しなければならないものとし、その報告期限は、市長が別に定める日とする。

2 市長は、前項の報告を受けた場合において、その効果が想定される事業効果等と比べ充分ではないと認めるときは、その改善を求めることができる。

(委任等)

第23条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱を担当する部長が定める。

(暴力団排除に関する誓約)

第24条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、令和7年6月23日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象事業	補助対象経費
新たな返礼品の開発 又は既存返礼品の生産力強化等に関する事業	本事業を実施するために直接必要な経費 (申請日の属する年度に支出する経費が対象)
	土地取得費（測量費、造成費を含む）※ 1
	施設整備費
	施設・設備の撤去に係る経費
	土地建物等賃借料・借料（補助事業の完了までの期間のものに限る）
	内装・設備・施工工事費
	建物改造費
	備品費
	消耗品費
	委託・外注費
	その他
	※備考
	・提案事業に係る返礼品の試作品、パッケージデザイン等に係る経費を想定しています。
	・人件費、飲食費、その他社会通念上不適切と認められる経費は除く。
	【生産力強化(生産数の増加)等を補助対象経費とする場合の留意事項】
	・受注拡大や販売数量増加を見据えた、生産数を増加させるための設備導入や施設改修等の経費が補助対象となります。
	例：増産のための製造機器の増設、新ライン設置など
	・施設・整備に入替がある場合は、申請時に新旧機材の比較の記載が必要です。(生産数、提供数の増加など)

	※以下の経費は対象外となります。 ・現在の生産力を維持するための修繕・更新等の経費 例：老朽化した設備の単なる修理、既存設備の同等品への買い替え等 ・業務の自動化・省力化のみを目的とし、生産規模の拡大が伴わない取組 【土地取得費を交付の対象とする要件】※1 ※プロジェクト提案時点で具体的な候補地の選定が完了していること。 ※新たな工場等の設置を伴う事業であること。 ※既存工場等も含めて、全体の生産力を減少させないこと。 ※土地取得等の契約後3年以内に工場等の稼働を開始すること。 ※新規雇用の創出、雇用者数の増加につながること。 ただし、以下の経費は補助対象外となります。 公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料、人件費、飲食費、交際費、その他市長が不適切と認める経費
--	---